

# 山形県へき地の医療機関への看護師等の派遣に係る事前研修について

## 1 概要

令和3年3月2日付け厚生労働省医政局長等通知「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について」第1の5（二）に規定される派遣就業前の事前研修（以下、「事前研修」という。）を実施するもの。

## 2 実施主体

事前研修は、派遣元事業主及び派遣先病院等と十分な調整を行った上で、県が中心となって行うものとする。

## 3 研修内容

事前研修の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。なお、事前研修の資料等は、県が提供する資料を参考に、派遣元事業主及び派遣先病院等が調整の上、作成する。

- ア 山形県のへき地医療について
- イ 山形県の救急医療について
- ウ 山形県の在宅医療について
- エ 県内保健医療に係る地域特性・課題等について
- オ その他、派遣先病院等が必要とする事項について

## 4 研修実施方法

- (1) 派遣元事業主は派遣先病院等と調整の上、県に対して、実施計画書（別紙様式1）を提出する。
- (2) 県は、前項の実施計画書を受理し、記載内容の確認を行う。
- (3) 派遣元事業主は、派遣される看護師等に事前研修を実施する。
- (4) 事前研修実施後、派遣元事業主は県に対して、実施修了報告書（別紙様式2）を提出する。
- (5) 県は、前項の実施修了報告書を受理し、修了状況の確認後、派遣元事業主に対して、修了確認書（別紙様式3）及び修了証明書（別紙様式4）を交付する。

### 【事業スキーム図】

